

## 倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成26年 4月 9日(水)午前10時00分から午前11時05分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(16人)

農地部会長 18番 福武 勝行 委員

農地部会長代理 16番 小田 利之 委員

農地部会長代理 17番 守屋 和人 委員

委員

1番 中桐 節夫 委員 2番 田村 博司 委員 3番 日笠 享 委員

4番 光田 稔 委員 5番 坂本 忠雄 委員 6番 小野 健児 委員

7番 小幡 通隆 委員 8番 安井 元徳 委員 10番 松尾 賢二 委員

12番 小野 誠二 委員 13番 小林 勝正 委員 14番 平松 高明 委員

15番 中浦 功 委員

4 欠席委員(2人)

9番 原田 龍五 委員 11番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

1番 中桐委員 3番 日笠委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 7 号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による  
承認申請について

追加議案第 1 号 農地転用許可に係る審査基準について

追加議案第 2 号 農地転用許可制度の運用について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の取り下げについて

報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて

報告第 7 号 農地法第 5 条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 小橋 敏光 主任 坂本 和司 主任 渡辺 徹

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は福武農地部会長さんをお願いしたいと思います。福武部会長さんよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今から、平成26年4月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(16)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議長	<p>それでは(14)番(平松 高明)委員と(15)番(中浦 功)委員をお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小橋主幹と小林主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて9件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。</p>

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

1頁1番につきましては、前回保留の案件です。譲受人の農業の継続性、所有農地の耕作について確認をするため、今後の農地の保全管理について誓約書の提出があり、東地区協議会でご審議いただきましたが、誓約書に基づき管理することを指導するということが許可とのことでした。

1頁3番につきましては、西地区協議会でご審議いただき、取得予定農地の利用について確認、指導するということが許可とのことでした。

1頁8番につきましては、真備地区協議会でご審議いただきましたが、申請地の一部に違反転用が見受けられ、また、譲受人についてH26.4.1から利用権設定による新規営農開始のため、継続的かつ安定的に農業経営を行うことができるか疑義があるため、保留とのことでした。

その他1頁2番、4番から7番及び9番は調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、1頁8番は保留、1頁1番から7番及び2頁9番は調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から2頁9番までの計9件の内、8番は保留。残り1頁1番から7番及び2頁9番の計8件は別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さんご異議・ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から2頁9番までの計9件の内、8番は保留。残り1番から7番と9番の計8件は許可と決定いたします。

次に、3頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題にします。

事務局	<p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に7件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、あわせて参照してください。</p> <p>1番についてですが、申請地は、奥に入っていくための進入路と駐車場用地として造成済でした。今回の申請目的は農業用倉庫ですが、違反転用是正に該当するため、原状の利用形態に合わせた申請内容にする必要があるため保留となっております。申請代理人に確認をおこなったところ、申請を一旦取り下げて再度申請を行う旨の申し出があったため保留となっております。</p> <p>2番から7番の6件についてですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この6件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、3頁の1番から7番までの計7件の内、1番は保留。残り2番から7番までの計6件は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さんご異議・ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、3頁の1番から7番までの計7件の内、1番は保留。残り2番から7番までの計6件は許可と決定いたします。なお、許可とした6件につきましては、4月28日開催予定の岡山県農業会常任会議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することといたします。</p>

事務局	<p>次に、4頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から6頁の1にかけて23件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>1番についてですが、農地転用を行うことで残地となる狭小農地について、今後の方向性を協議中であるため保留となっております。申請代理人に確認を行ったところ、土地所有者が隣接地の所有者と狭小農地の所有権移転について協議中とのことだったため、保留となっております。</p> <p>12番についてですが、土地の代替性・検討結果が不十分であることから再度審議する必要があるため保留となっております。</p> <p>19番についてですが、土地の代替性について再度検討するように指示していたが、まったく検討されていなかったので取下げ指導を行う必要があり保留となっております。</p> <p>23番について、平成26年3月27日付で取下げとなっております。</p> <p>以上により1番、12番、19番は保留、23番は取下げ、残りの19件は、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この19件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、4頁1番から6の1頁23番までの計23件の内、1番、12番、19番は保留。23番は取り下げ。残り、2番から11番、13番から18番、20番から22番までの計19件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しな</p>

各委員	いものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。
議 長	<p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしとのことですから、議案第3号は、4頁1番から6の1頁23番までの計23件の内、1番、12番、19番は保留。23番は取り下げ。残り、2番から11番、13番から18番、20番から22番までの計19件は、許可と決定いたします。なお、許可とした19件につきましては、4月28日開催予定の岡山県農業会常任議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。</p> <p>次に、7頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、7頁に1件の申請がありましたが、前回保留の案件です。</p> <p>前回の農地部会において、賃借人と賃貸人の事情聴取内容を検討し、県とも協議を行うため保留との事ございました。</p> <p>今回、平成26年4月4日開催の倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、県と協議中であるため今回も保留とのご意見でした。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	事務局の説明では、1番は再度保留とのことですが、皆さん、ご異議・ご意見はありませんか。
各委員	【 異議なしの声あり 】
議 長	<p>異議なしということですから、議案第4号の1番は保留とします。</p> <p>次に、8頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p>

<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>おそれいります、中桐委員さんと日笠委員さんに関する案件がありますので農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席してくださいをお願いいたします。</p> <p>(中桐委員 日笠委員退席)</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、8頁から19頁にかけて93件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借27件、使用貸借66件です。</p> <p>また、利用期間の更新は40件で、新規は53件でした。</p> <p>面積は218,885㎡です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地利用集積円滑化団体によるものが21件、農業生産法人によるものが8件、法人2件、個人によるものが62件です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、93件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は8頁1番から19頁93番までの計93件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さんご異議・ご意見はございませんか。</p>



各委員	【 異議なしの声あり 】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、93件全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、中桐委員さんと日笠委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(中桐委員 日笠委員入室)</p>
議 長	<p>中桐委員さんと日笠委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第5号 は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に、20頁をお開きください。</p> <p>議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>早乗です。ご説明いたします。</p> <p>議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」でございますが、</p> <p>1番について倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」は20頁の1番は承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	【 異議なしの声あり 】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第6号は20頁の1番は承認いたしました。</p> <p>次に、21頁をお開きください。</p> <p>議案第7号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局

則本です。それでは説明させていただきます。

議案第7号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」でございますが、21頁に1件の申請がありました。

「特定農地貸付」とは地方公共団体や農協および個人が行う農地の貸付けで、「特定農地貸付けに関する農地等の特例に関する法律」(以下法律といいます。)第2条各号の要件を満たすものをいい、次のとおりです。

- (1) 一区画が10アール未満の貸付であること。
- (2) 営利目的でない農作物の栽培の用に供するための農地貸付であること。
- (3) 5年を超えない貸付けであること。
- (4) 相当数の者を対象に一定の条件で貸付を行うものであること。
- (5) 個人の所有する農地の場合は、市町村と貸付協定を結んでいること。

本件は(1)から(5)の要件は満たしており特定農地貸付けに該当します。

これらの要件を満たす場合は農業委員会の承認を受けて貸付けを行うこととなります。

農業委員会は承認申請が提出された場合、法律第3条第3項各号の4つの要件に該当すると認められるときは、承認することとなります。4つの要件とは次のとおりです。

- (1) 特定農地貸付けの用に供する農地が、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。
- (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が、公平かつ適正なものであること。
- (3) 貸付期間その他の条件、適切な利用を確保するための方法等が、特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。
- (4) 特定農地貸付けの用に供される農地に所有権以外の権限に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。

以上4つの観点からご審議いただきますが、それぞれについて考察しました。

まず(1)の農地の位置ですが、25頁をご覧ください。

本件農地は、上東の1筆で周辺には庄幼稚園・庄小学校・庄中学校があり周囲は

	<p>住宅地です。同ページに区画割を示した図がございますが、1区画が20㎡となっております。全部で24区画です。</p> <p>このことから要件(1)の農地の位置及び規模につきまして妥当と判断しました。次に(2)から(4)の募集方法、貸付期間その他条件、所有権以外の権限による耕作者の有無でございますが、22頁に、特定農地貸付規程がございます。</p> <p>内容を確認しますと、第4条(貸付条件)ですが期間は5年、第5条(募集の方法)は、チラシ、掲示等により、随時一般公募。第7条(選考の方法)は申込書を提出した者の中から利用者を決定。第8条(貸付農地の管理、運営等)は、施設の適切な維持のため管理人を設置するとあります。なお、本件農地は所有者の自作地で貸借の対象とはなっていません。</p> <p>このことから(2)から(4)の募集方法、貸付期間その他条件、所有権以外の権限による耕作者の有無も要件に該当すると判断しました。</p> <p>以上のことから、法律第3条第3項各号の要件を満たしていると考えます。</p> <p>倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認との事でした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第7号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請ついて」は21頁の1番は承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第7号は21頁の1番は承認いたしました。</p> <p>次に別冊子の1頁をご覧ください。</p> <p>追加議案第1号「農地転用許可に係る審査基準について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>追加議案第1号「農地転用許可に係る審査基準について」でございますが、平成19年4月に岡山県から権限移譲を受けた時に、岡山県の技術的助言・指導により</p>

	<p>制定した基準に基づき審査を行ってきました。しかし、岡山県からの指導や倉敷市との農地行政等との調整が困難になってきたため、この基準を廃止し、新たに審査基準を制定するものです。</p> <p>変更内容は</p> <p>    現行の基準は、都市計画法の基準を準用しているところもあるが、それを廃止して農地法での基準に修正。</p> <p>    50戸連たんを認める記載があったのを廃止</p> <p>    難しい表現や専門用語を簡易な表現に変更</p> <p>    が主な変更点です。</p> <p>    このことについて、各地区協議会でご審議いただきましたが、倉敷東地区・倉敷西地区・倉敷南地区・玉島地区では承認、真備地区では保留とのことでした。</p>
議長	<p>事務局の説明では、追加議案第1号「農地転用許可に係る審査基準について」新たに審査基準を制定するとのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
田村委員	<p>法律が変わって、審査基準を廃止して新たに制定することはあるが、こういった全面改正はありえない。部分改正ならありえる。こういったやり方はよくない。</p>
事務局	<p>現行の基準は平成19年から準用してきました。市民や業者からわかりにくいとの指摘がありました。基準は岡山県からの指導で作りましたが、内容についておかしいのではないかとたびたび指摘がありました。大幅な改正というよりも以前のものより全く変わってくるので、廃止して新たに制定することになりました。また、わかりにくいとの指摘から一から作り直しました。</p>
田村委員	<p>全面的に変えているのか。</p>
事務局	<p>内容については大きく変わっていませんが、表現を大幅に変えてわかりやすくしました。</p>
田村委員	<p>前もって、なぜ出さなかったのか。みんなが検討する時間なかったのではないか。</p>

議 長	この新たな審査基準の内容については私もよくわかっておりません。議案では、従前の審査基準を全部廃止となっているが、実際は、内容について一部廃止、一部変更して、文章の書き方等を大幅に改正するものと私は理解している。
事務局	条例や要綱などは法律が変わると全面的に変わりますが、これは行政手続きのことで、市民サービスの一環であります。時には全面改正してわかりやすくすることはあります。
議 長	内容についてこの場で委員の皆様にご意見を問われると異議なしになってしまう。真備で保留となっているなら、事務局は来月に真備の地区協議会で話をしてください。その結果をこの農地部会にもってきてください。
事務局	原田委員さんから真備地区は保留だが、部会で異議がなければ承認してもよい。新しい委員で審議すると難しいので、今の委員で判断すべきではないかとおっしゃっていた。
議 長	真備の委員さんは3人留任がいるということですから、来月それを真備で協議して、ここに出して十分ではないですか。ここで多数決を取ってこの議案を通すと真備での保留との意見を無視することになる。真備の委員さんに失礼になる。
事務局	真備地区担当の渡辺です。今回、真備では内容についてまで審議できておりません。これは、委員さんが入れ替わるタイミングで審査基準の改正するのはどうなのかということです。新しい委員さんで協議して決めてもらえればよいのでは、という話が出ました。内容について反対という意見ではなく、駆け込みで決めてしまうのはどうかとのことで保留となっております。
議 長	事務局の方が各協議会でよく説明をし、異議なく承認されたものであれば、文句なしに決定できると思います。
小野誠二 委員	従来はこうでしたが、今回こうなりましたと具体例があれば、わかりやすいので

議 長	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>では農地部会では保留ということによろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、追加議案第 1 号は保留といたします。</p> <p>次に別冊子の 2 4 頁をご覧ください。</p> <p>追加議案第 2 号「農地転用許可制度の運用について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>追加議案第 2 号「農地転用許可制度の運用について」でございますが、平成 24 年 11 月 1 日に施行された、農地転用許可制度の運用により都市計画法第 34 条第 14 号に該当する社会福祉施設の全般が市街化調整区域内で設置できない状況になっております。しかし、倉敷市の「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画」に基づく施設のほとんどが都市計画法第 34 条第 14 号に該当する施設であることから、倉敷保健福祉局と協議を行い、この運用について一部変更を行うものです。</p> <p>このことについて、各地区協議会でご審議いただきましたが、倉敷東地区・倉敷西地区・倉敷南地区・玉島地区では承認、真備地区では保留とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、追加議案第 2 号「農地転用許可制度の運用について」一部改正するとのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、追加議案第 2 号は承認いたしました。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしました。</p> <p>次に元の冊子の 2 6 頁をお開きください。</p>

ここからは報告案件です。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

29頁をお開きください。

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

33頁をお開きください。

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

40頁をお開きください。

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

41頁をお開きください。

報告第5号 農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて

42頁をお開きください。

報告第6号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて

43頁をお開きください。

報告第7号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

一括して事務局に説明をお願いします。

事務局

渡辺です。26頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、26頁から28頁にかけて16件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に29頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、29頁から32頁にかけて27件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に33頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、33頁から39頁にかけて45件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

<p>議 長</p> <p>各委員</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に40頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、40頁に5件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に41頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて」でございますが、41頁に1件の取り下げが農業委員会に提出されました。</p> <p>次に42頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」でございますが、42頁に3件の取り下げが農業委員会に提出されました。</p> <p>次に43頁をお開きください。</p> <p>報告第7号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、43頁に1件の取り止めが農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第7号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p> <p>早乗です。倉敷東地区で要望のあった事例について報告いたします。</p> <p>平成26年3月20日に倉敷市農業委員長あてに倉敷市西田の前田氏から要望書が提出されました。</p> <p>要望書の内容は、前田氏が所有している農地を平成22年度に自己住宅2区画の</p>
---	---



	<p>開発行為を行った。この時いつでも開発行為ができると思っていたため300m<sup>2</sup>程度を農地で残して開発行為を行った。この度、開発行為をしようとしたら、平成24年11月1日から規制がかかりできなくなっていた。</p> <p>法が本来の体制に戻ったのは理解できるが、周辺が保育園や自己住宅等の非農地で囲まれた農地性の少ない農地について、開発許可申請書の受理をし、農地転用の許可をして欲しいとの要望です。</p> <p>この要望書について、倉敷東地区協議会でご審議いただいた結果を踏まえて、お配りした資料のとおり回答を考えております。</p>
議 長	<p>事務局の回答では前向きに検討ということでございます。みなさんいかがでしょうか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
事務局	<p>審議ありがとうございました。</p> <p>今後の農地部会の日程につきましては、新しい委員さんが決定した後、お知らせいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なお審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。やめる方、引き続き農業委員として活動される方、みなさんご健康でいればなんでもできます。やめられる方は次期の方によりよく指導していただいて、この農業委員会がますます発展できますようにご協力ください。感謝の気持ちをもちまして挨拶とさせていただきます。</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前11時05分)</p>

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成26年4月9日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員